



海老名市地域福祉計画 令和 7 年度事業実施状況報告書

令和 7 年 10 月

事務局：海老名市保健福祉部福祉政策課



1 計画の概要

海老名市では、社会福祉法第 107 条に基づき、平成 16 年 11 月に地域福祉を総合的に推進することを目的に「海老名市地域福祉計画」を作成し、海老名市の地域福祉の実現に向けて邁進してまいりました。

令和元年度には、前地域福祉計画（計画期間：平成 22 年度から令和元年度まで）の事業評価や市民アンケートの結果を踏まえ、地域福祉計画策定委員会にて次期計画の内容についてご審議いただき、「海老名市地域福祉計画」を策定いたしました。

計画の期間は令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間となっており、前計画から引き続き、更なる地域福祉の発展に取り組んでいます。

2 計画の達成状況の点検・評価

各事業の達成状況については、対象事業の各所管課において、点検・評価を行っています。

これらの点検・評価に対して、さらに海老名市地域福祉計画策定委員が評価を行い、最終的な事業実施報告書といたします。事業実施報告書の内容については、海老名市ホームページ等で公表をいたします。

3 計画の体系図

(1) 基本理念

地域でともにささえあい 認め合う みんなが笑顔になれるまち

(2) 基本目標及び施策

基本目標 1 地域を支える人づくり
(1) 地域福祉の担い手
(2) 地域福祉の意識づくり
(3) 福祉・介護人材の発掘・育成
基本目標 2 安心で暮らしやすい地域づくり
(1) 市民ネットワークの形成
(2) 地域の拠点整備
(3) ボランティア活動等の推進
(4) 暮らしやすい地域をつくるしくみ
(5) 災害等における福祉的支援
基本目標 3 包括的な支援のしくみづくり
(1) 情報提供のしくみづくり
(2) 相談支援のしくみづくり
(3) 地域福祉に関する事業の健全育成
(4) 心の健康を支えるしくみづくり
(5) 協働社会への体制整備
(6) 生活困窮者等の自立支援

(3) 評価対象事業

評価対象事業 48 事業

※計画の基本目標及び施策から評価の対象となる各課の事業を抽出しました。

4 評価実施スケジュール

令和3年度は、評価対象である48事業すべての評価を実施しました。

令和4年度は「基本目標1：地域をささえる人づくり」に該当する6つの事業について、令和5年度は「基本目標2：安心して暮らしやすい地域づくり」に該当する20の事業について、令和6年度は「基本目標3：包括的な支援のしくみづくり」に該当する22の事業について、事業評価を実施しました。

令和7年度は、評価対象である48事業について、最終評価を実施します。

評価実施スケジュールについては、以下の図のとおりです。

基本 目標	基本 施策	行政の 役割	事業名	事業評価実施スケジュール		
基本目標 1：地域を支える人づくり				令和 4 年度		
	(1) 地域福祉の担い手					
	① 地域福祉を推進する担い手の支援・育成に努めます。					
	② 地域活動やボランティア活動の情報提供を充実し、地域活動への参加を促進します。					
	(2) 地域福祉の意識づくり					
	① 学校や地域などとの連携を図り、体験や勉強会をおとした福祉教育の推進に取り組みます。					
	② こころのバリアフリーの推進など共生社会の実現のため、さまざまな取組みを行う市民活動の充実に努めます。					
	(3) 福祉・介護人材の発掘・育成					
	① 市民ボランティアや社会福祉協議会活動支援を図ります。					
	② 福祉の仕事に関する情報提供の充実と理解促進を図ります。					
基本目標 2：安心して暮らしやすい地域づくり				令和 3 年度		令和 7 年度
	(1) 市民ネットワークの形成					
	① 自治会や地区社会福祉協議会など、地域で活動する団体への支援に努めます。					
	(2) 地域の拠点整備					
	① 市内にあるさまざまな資源を活用し、世代を超えた交流ができる居場所づくりを支援します。					
	② 地域で安心して自立した生活を送るための、生きがいつくり、社会参加の場をつくります。					
	(3) ボランティア活動					
	① ボランティアやNPOが行う地域福祉活動への支援に努めます。					
	(4) 暮らしやすい地域をつくるしくみ					
	① バリアフリーとユニバーサルデザインの促進に努めます。					
	② 地域による見守り活動などの防犯活動への支援に努めます。					
	③ 高齢者と障がい者の外出支援に努めます。					
	(5) 災害時等における福祉的支援					
	① 災害時における避難行動要支援者への支援について、避難行動要支援者避難支援個別計画を整備し、自治会や民生委員児童委員などと連携し、体制づくりに努めます。					
	② 地域の主体的な防災活動を支援し、自主防災組織への支援に努めます。					
基本目標 3：包括的な支援のしくみづくり				令和 6 年度		
	(1) 情報提供のしくみづくり					
	① 広報やホームページのほかに、新たな情報提供媒体を活用するなど、市民や利用者の立場に立って、多様な方法で福祉情報の提供に努めます。					
	(2) 相談支援のしくみづくり					
	① 地域において、身近な圏域での相談や電話による相談など、利用しやすい体制づくりに努めます。					
	② 専門機関との連携強化を図り、的確に相談支援ができる体制づくりに努めます。					
	③ 成年後見制度等の権利擁護制度の周知と利用促進のため、中核機関の設置に努めます。					
	(3) 地域福祉に関する事業の健全育成					
	① 子育てを支える体制づくりに努めます。					
	② 子どもが安心して成長できる環境づくりに努めます。					
	③ 事業者への福祉サービスの第三者評価制度の周知に努めます。					
	④ 各種研修や情報提供などにより、携わっている職員の質の向上にむけた取組みの支援に努めます。					
	(4) 心の健康を支えるしくみづくり					
	① 心の健康づくりに関する普及啓発に努めます。					
	② 心の健康相談のできる機会の充実と支援体制の強化に努めます。					
	(5) 協働社会への体制整備					
	① 福祉サービスのネットワーク整備に努めます。					
	② 地域の活動の担い手の育成・支援に努めます。					
	(6) 生活困窮者等の自立支援					
	① 生活全般にわたり、困りごとや不安を抱えている人に対しての支援の充実に努めます。					

5 事業実施報告書の見方

① 基本 目標	② 基本 施策	③ 行政 の 役割	④ 事業 No	⑤ 事業名	⑥ 事業概要	⑦ R 2～R 6 取組状況及び実績	⑧ 内部 評価	⑨ 課題・今後の方向性
基本目標 1：地域を支える人づくり								
(1) 地域福祉の担い手								
				① 地域福祉を推進する担い手の支援・育成に努めます。				
			1	民生委員児童委員協議会	福祉政策課	市民の身近な相談相手である「民生委員・児童委員」で組織された協議会の活動を支援することにより、民生委員法及び児童福祉法、その他関係法令に規定された任務を円滑に遂行できるよう支援し、誰もが笑顔で、安全に安心して暮らせる地域づくりを推進します。	○担い手不足が深刻化する中、市民へ切れ目のない支援が行われるよう、民生委員が活動しやすい環境づくりや継続性のある民間協活動について検討してきました。 また、改めて委員負担軽減を図るほか、ICT機器の整備等により「働きながら・育児や介護をしながら」でも続けやすい民生委員活動を支援しています。 ○その他、民生委員活動理解促進のために、市民まつりへの出展をはじめ、広範なPR施策を展開しました。	A 活動しやすい環境づくりのため、現委員からの意見も踏まえながら活動費等の充実を図っています。

① 基本目標

基本理念を実現するための3つの目標を記載しています。

② 基本施策

それぞれの基本目標に付随する施策を記載しています。

③ 行政の役割

基本施策を実現するために必要な行政の役割について記載しています。

④ 事業名

基本施策を実現するために実施している事業について記載しています。

⑤ 事業概要

各事業の主な取組内容を記載しています。

⑥ 令和2年度から令和6年度までの取組状況及び実績

実施した事業の内容を所管課にて記載しています。

⑦ 内部評価

次のとおり5段階の評価区分を設定しています。

事業の取組状況から所管課が評価を行いました。

判断	判断の内容
A	計画どおり進捗したもの（達成状況 75%以上のもの）
B	概ね計画どおりに進捗し、期待した効果を得ることができたもの（達成状況 50%以上 75%未満のもの）
C	施策の進捗が遅れたものの、ある程度の成果を得ることができたもの（達成状況 25%以上 50%未満のもの）
D	施策の進捗が遅れ、あまり効果が得られていないもの（達成状況 25%未満のもの）
E	施策が進捗していないもの（達成状況：未実施）

⑧ 課題及び今後の方向性

事業の実績を踏まえ、課題及び今後の方向性を所管課にて記載しています。

地域福祉計画事業一覧

基本 目標	基本 施策	行政の 役割	事業 No	事業名	担当課名		
基本目標 1：地域を支える人づくり							
	(1) 地域福祉の担い手						
		① 地域福祉を推進する担い手の支援・育成に努めます。					
		1	民生委員児童委員協議会			福祉政策課	
		② 地域活動やボランティア活動の情報提供を充実し、地域活動への参加を促進します。					
		2	生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーターの設置			地域包括ケア推進課 福祉政策課（社会福祉協議会）	
	(2) 地域福祉の意識づくり						
		① 学校や地域などとの連携を図り、体験や勉強会をととした福祉教育の推進に取り組みます。					
		3	インクルーシブ教育の実施			障がい福祉課	
		② こころのバリアフリーの推進など共生社会の実現のため、さまざまな取組みを行う市民活動の充実を支援します。					
		4	「障害者週間」の企画・開催、こころのバリアフリー事業、地域交流等支援事業			障がい福祉課	
	(3) 福祉・介護人材の発掘・育成						
		① 市民ボランティアや社会福祉協議会活動支援を図ります。					
		5	市民ボランティアや社会福祉協議会への活動支援			福祉政策課（社会福祉協議会）	
		②福祉の仕事に関する情報提供の充実と理解促進を図ります。					
		6	福祉の仕事の情報提供			福祉政策課（社会福祉協議会）	
基本目標 2：安心で暮らしやすい地域づくり							
	(1) 市民ネットワークの形成						
		① 自治会や地区社会福祉協議会など、地域で活動する団体への支援に努めます。					
		7	地区社会福祉協議会への支援			福祉政策課（社会福祉協議会）	
		8	ふれあいランチ事業			地域包括ケア推進課	
		9	高齢者地域ふれあい事業			地域包括ケア推進課	
	(2) 地域の拠点整備						
		① 市内にあるさまざまな資源を活用し、世代を超えた交流ができる居場所づくりを支援します。					
		10	地区社会福祉協議会の設立支援			福祉政策課	
		②地域で安心して自立した生活を送るための、生きがいづくり、社会参加の場をつくります。					
		11	地区ふれあいサロンへの支援			地域包括ケア推進課	
	(3) ボランティア活動						
		① ボランティアやNPOが行う地域福祉活動への支援に努めます。					
		12	視覚障がい者情報支援事業			障がい福祉課	
		13	ファミリーサポートセンター			子育て相談課	
		14	認知症サポーターの養成講座			地域包括ケア推進課	
		15	日本赤十字社海老名市奉仕団による募金			福祉政策課	
	(4) 暮らしやすい地域をつくるしくみ						
		① バリアフリーとユニバーサルデザインの促進に努めます。					
		16	公共建築物バリアフリー化事業			営繕課	
			17	福祉のまちづくり事業			障がい福祉課
		② 地域による見守り活動などの防犯活動への支援に努めます。					
		18	民生委員児童委員による見守り活動			福祉政策課	
		③ 高齢者と障がい者の外出支援に努めます。					
		19	高齢者等外出支援事業			福祉政策課	
			20	福祉有償運送事業			福祉政策課
			21	福祉タクシー利用助成事業			障がい福祉課
		(5) 災害時等における福祉的支援					
		① 災害時における避難行動要支援者への支援について、避難行動要支援者避難支援個別計画を整備し、自治会や民生委員児童委員などと連携し、体制づくりに努めます。					
22		避難行動要支援者名簿の作成			福祉政策課		
		23	防災ラジオの無償貸与			危機管理課	
		24	えびな安心安全メール（防災行政無線情報）			危機管理課	
② 地域の主体的な防災活動を支援し、自主防災組織への支援に努めます。							
25		避難所運営訓練の実施			危機管理課		
	26	自主防災組織防災物品整備事業補助金			危機管理課		

地域福祉計画事業一覧

基本 目標	基本 施策	行政の 役割	事業 No	事業名	担当課名
基本目標 3：包括的な支援のしくみづくり					
			(1) 情報提供のしくみづくり		
			① 広報やホームページのほか、新たな情報提供媒体を活用するなど、市民や利用者の立場に立って、多様な方法で福祉情報の提供に努めます。		
			27	広報えびな等の音声訳・点字訳	障がい福祉課
			28	えびな安心安全メールでの情報提供	各課
			29	防災ラジオの有償配付	危機管理課
			30	子育て情報サイト・アプリ「HUG HUG えびな」の運用	こども育成課
			31	予防接種等モバイルサービス「ちっくんナビ」の運用	こども育成課
			(2) 相談支援のしくみづくり		
			① 地域において、身近な圏域での相談や電話による相談など、利用しやすい体制づくりに努めます。		
			32	地域包括支援センターによる相談	地域包括ケア推進課
			33	各地域の子育て支援センターの開設	子育て相談課
			34	障がい相談窓口「K.T.S.」事業	障がい福祉課
			② 専門機関との連携強化を図り、的確に相談支援ができる体制づくりに努めます。		
			35	成年後見・総合相談センターの専門職相談	福祉政策課（社会福祉協議会）
			36	親と子の相談支援事業	こども育成課
			③ 成年後見制度等の権利擁護制度の周知と利用促進のため、中核機関の設置に努めます。		
			37	成年後見制度利用促進事業	福祉政策課
			38	えびな成年後見・総合相談センター事業	福祉政策課（社会福祉協議会）
			(3) 地域福祉に関する事業の健全育成		
			① 子育てを支える体制づくりに努めます。		
			39	各地域の子育て支援センターの開設	子育て相談課
			② 子どもが安心して成長できる環境づくりに努めます。		
			40	子育て支援センターによる各地域のサロン事業	子育て相談課
			③ 事業者への福祉サービスの第三者評価制度の周知に努めます。		
			41	事業者への第三者評価制度の周知	介護保険課、障がい福祉課、 保育・幼稚園課
			④ 各種研修や情報提供などにより、携わっている職員の質の向上にむけた取組みの支援に努めます。		
			42	事業者への各種研修の実施や情報提供	介護保険課、障がい福祉課、 保育・幼稚園課
			(4) 心の健康を支えるしくみづくり		
			① 心の健康づくりに関する普及啓発に努めます。		
			43	ゲートキーパー養成事業	健康推進課
			② 心の健康相談のできる機会の充実と支援体制の強化に努めます。		
			44	健康相談事業（こころの相談）	健康推進課
			(5) 協働社会への体制整備		
			① 福祉サービスのネットワーク整備に努めます。		
			45	地域包括ケアシステム	地域包括ケア推進課
			46	虐待防止ネットワーク	子育て相談課
			② 地域の活動の担い手の育成・支援に努めます。		
			47	民生委員児童委員協議会	福祉政策課
			(6) 生活困窮者等の自立支援		
			① 生活全般にわたり、困りごとや不安を抱えている人に対する支援の充実に努めます。		
			48	生活困窮者等の自立支援事業	生活支援課

52
53

地域福祉計画事業実施報告書

ページ

基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	R 2～R 6 取組状況及び実績	内部 評価	課題・今後の方向性	委員会の 評価	委員の意見
										内部評価を	
(2) 地域福祉の意識づくり											
① 学校や地域などとの連携を図り、体験や勉強会をととした福祉教育の推進に取り組みます。											
			3	インクルーシブ教育の実施	障がい福祉課	「こころのバリアフリー事業」の「地域開催」や「普及啓発」の活動として、学校の授業や行事、また、わかば会館や市内の社会福祉法人などが実施する行事等で、障がい体験やバラスポーツ体験、「海老名宣言」の周知を行います。	○新型コロナウイルスの流行の影響から学校の授業や行事への参加が難しくなりましたが、福祉教育を受ける小学4年生に向けての啓発資料、啓発物品の配布を行い、授業で取り上げていただくことで実施を継続しています。また、若年層に向けてバリアフリーeスポーツの体験会を行うことで障がい当事者との交流を図り、周知を図りました。	B	「こころのバリアフリー事業」と一体的に、小中学生に向けても障がいに関する理解を深める事業を実施していきます。また、福祉教育を受けている小学4年生向けの啓発も継続していきます。	支持 する (全員一致)	自治会ごとの市民への広報が必要です。
② こころのバリアフリーの推進など共生社会の実現のため、さまざまな取組みを行う市民活動の充実を支援します。											
			4	「障害者週間」の企画・開催、こころのバリアフリー事業、地域交流等支援事業	障がい福祉課	12月の「障がい者週間」にあわせて、市役所エントランス、駅前、図書館などで展示等を行います。「こころのバリアフリー事業」で障がいに関する講演会を行うほか、学校や地域のイベント等に出展し、障がいに対する理解を深める体験会などを実施します。	○12月の「障がい者週間」にあわせて、市役所エントランス、図書館などで展示等を行いました。○「こころのバリアフリー事業」で障がいに関する講演会のほか、映画会の実施、バラスポーツ体験などを行いました。また、令和5年からバリアフリーeスポーツの体験会を実施し、障がい当事者との交流を通して障がいに対する理解を深める事業を実施しました。	B	12月の「障がい者週間」にあわせて、市役所エントランス、図書館などで展示等を継続していきます。「こころのバリアフリー事業」で障がいに関する講演会のほか、バラスポーツ体験、バリアフリーeスポーツの体験会を実施し、障がい当事者との交流を通して障がいに対する理解を深める事業の継続をしています。	支持 する (全員一致)	障害者と市民が触れ合う機会を増やす活動や催しを充実させる必要があります。
(3) 福祉・介護人材の発掘・育成											
① 市民ボランティアや社会福祉協議会活動支援を図ります。											
			5	介護人材育成	福祉政策課 (社会福祉協議会)	ボランティアセンターにおいてボランティア情報の集約と発信、ボランティアのコーディネートを行います。市内における高齢福祉・障がい福祉の担い手として、専門職を育成するため研修を実施します。	○ボランティアセンター ボランティア情報の集約と発信、ボランティアのコーディネートを行いました。 ボランティアコーディネート件数 R2 18件 R3 205件 R4 293件 R5 240件 R6 285件 ○介護職員初任者研修受講者 R2 10名 R3 9名 R4 8名 R5 5名 ○全身性・知的ガイドヘルパー養成研修受講者 R2 全身性12名 知的18名 R4 全身性6名 知的12名 R6 全身性13名 知的15名 ○同行援護従業者養成研修受講者 R3 15名 R5 11名	B	ボランティア活動者を増やすため、SNSを活用した普及啓発・情報発信に取り組みます。また、ボランティア入門講座等を企画し、新たな担い手の発掘を図ります。 介護職員初任者研修については、受講者が減っており、また、市内の民間事業所が養成研修を通年で実施しているため、令和5年度で終了しました。 全身性・知的ガイドヘルパー養成研修及び同行援護従業者研修については、市外の方の受講割合が多くなっていますが、今後も継続していく予定です。	支持 する (全員一致)	自治会ごとの市民への広報活動が必要です。

地域福祉計画事業実施報告書

ページ

基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	R 2～R 6 取組状況及び実績	内部 評価	課題・今後の方向性	委員会の 評価	委員の意見
										内部評価を	
56 57			6	福祉の仕事の情報提供	福祉政策課 (社会福祉協議会)	市内における高齢福祉・障がい福祉事業所等の情報を提供します。 また、介護職員初任者研修修了者で市内事業所に就職し、6カ月以上就労した方に就労支援金を助成しました。なお、令和5年からは対象者に介護支援専門員新規資格取得者を追加し、令和6年からは介護支援専門員更新者、主任介護支援専門員新規資格取得者及び更新者も追加しました。	○社協実施の研修受講者に対し、研修修了後の就労に向け、市内事業所の紹介を行いました。 ○神奈川県福祉人材センターが主催する就職相談会に協力しました。 ○就労支援金助成実績 R2 4名 R3 2名 R4 1名 R5 2名 R6 12名	C	介護職員就労支援金については、申請者数が少ないため、広報紙やホームページなどを活用し、幅広く情報を発信していきます。	支持 する (全員一致)	就労支援金の増強が必要です。
基本目標2：安心して暮らしやすい地域づくり											
(1) 市民ネットワークの形成											
① 自治会や地区社会福祉協議会など、地域で活動する団体への支援に努めます。											
58 59			7	地区社会福祉協議会への支援	福祉政策課 (社会福祉協議会)	各地域目標実現に向け、継続的な活動ができるよう生活支援コーディネーター(SC)が組織運営を支援します。また、地区社協未設置地区(上郷・東柏ヶ谷1丁目エリア)において設立を目指します。 常設の居場所・集いの場として、「街なかサロン戸崎」(商店街一画を借用)、「大谷ふれあいの里」(空き家の活用)の運営を支援します。	○R6年度時点実績 ・地区社協設置数：17か所(R2年度：15か所) ・「街なかサロン戸崎」 ⇒年間運営日数：358日、年間利用人数：4,270人 ・「大谷ふれあいの里」 ⇒年間運営日数：208日、年間利用人数：2,225人	A	地区社協未設置エリアについて、担い手としてリーダーの発掘や住民意識の醸成等、今後も設立に向けた働きかけを行います。住民が主体となった活動を展開していくため、設立検討段階から地域住民の深い理解が得られるよう取り組みます。常設の居場所・集いの場が継続していくよう、運営の方法や担い手の確保等について継続的に相談支援を行います。	支持 する (全員一致)	地区社協ボランティア養成講座や地区社協対話集会を望みます。
58 59			8	ふれあいランチ事業	地域包括ケア推進課	独居高齢者等を対象に、地域サロンに参加し、かつ昼食等を共にすることで交流の場を広げ、外出のきっかけづくりや健康増進を図ります。	○実施状況 R2～R4 感染症防止のため、未実施 R5 実施回数：10回 食数：244食 R6 実施回数：36回 食数：723食	A	コロナ禍を経て、供食の場を提供することで地域住民の交流につながっています。また、市内飲食店の協力を得て実施しており、地域住民と協力飲食店との交流にもつながっています。今後も開催することで、サロンへの参加を促していきたいです。	支持 する (全員一致)	①市内飲食店との協力体制は、良い事だと思います。 ②広報の強化が必要です。 ③独居高齢者の孤独生活の改善が図れる大変有意義な事業であると支持いたします。 ④地域サロンへの新規参加者のきっかけづくりになるように委託事業所と連携して継続実施して頂きたいです。
58 59			9	高齢者地域ふれあい事業	地域包括ケア推進課	各地域にて、敬老のつどいや地域交流事業を実施することで、高齢者が身近な地域で地域との繋がりを深め、外出の機会や日常生活の活性化に繋げることを目的としています。また地域の高齢者を把握する機会となり、地域で助けあうきっかけにつながるよう支援します。	○実施状況 R2～R3 感染症防止のため、未実施 年度 対象者数 参加者数 参加率 令和4年度 35,329人 10,830人 30.7% 令和5年度 35,741人 11,800人 33.0% 令和6年度 19,450人 9,912人 50.9% ※令和6年度から、補助対象者を65歳以上から75歳以上に変更いたしました。	B	事業対象者への事業周知のための広報を強化することや、各自治会の活動支援のため生活支援コーディネーターの対応強化を進めると共に、引き続き、地域ごとの特性を生かしつつ、全高齢者に事業の恩恵が届くよう制度を見直し、さらなる地域の魅力向上に努めていきます。	支持 する (全員一致)	①本事業は、交流事業として重要な事業と理解しています。行政・関係団体で続けていきたいと思えます。 ②個人情報保護の観点から名簿の提供が不可能となったことによる自治会活動の負担感増という課題がありました。個人情報保護の観点から致し方ありませんので、周知方法の強化などの工夫した対応が認められます。今後も高齢者を敬う意味での敬老のつどいや、地域交流事業の益々の発展を期待しております。

地域福祉計画事業実施報告書

ページ	基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	R 2～R 6 取組状況及び実績	内部 評価	課題・今後の方向性	委員会の 評価	委員の意見
											内部評価を	
60 61	(2) 地域の拠点整備											
	① 市内にあるさまざまな資源を活用し、世代を超えた交流ができる居場所づくりを支援します。											
		10	地区社会福祉協議会の設立支援	福祉政策課	市内全域への設立に向け未設置地域への設立支援を行います。	○未設置地域の自治会等への設立に向けた働きかけを行い、令和3年に市内16か所目となる「えびな南部地区社会福祉協議会」が設立、令和4年に市内17か所目となる「東柏二丁目地区社会福祉協議会 ピナさくら」が設立しました。	B	引き続き、未設置地域の自治会等への設立に向けた働きかけを行います。	支持 する (全員一致)	地区社協ボランティア養成講座の開催が必要です。		
	②地域で安心して自立した生活を送るための、生きがいづくり、社会参加の場をつくります。											
60 61		11	地区ふれあいサロンへの支援	地域包括ケア推進課	各地域にて、住民主体で開催するサロンの運営について支援を行い、高齢者の外出の機会に繋げたり、高齢者の状況の把握を行います。	○実績 令和2年度 22箇所 令和3年度 31箇所 令和4年度 35箇所 令和5年度 39箇所 令和6年度 42箇所	B	コロナ禍で開催できないサロンも多くありましたが、徐々に再開されました。また、生活支援コーディネーターが新規サロンの立ち上げに尽力し、サロン数が増加しています。 更なるサロンの立ち上げと開催回数の増加が課題です。	支持 する (全員一致)	①サロン数の増加を評価します。開催について、周知啓発を継続してください。 ②生活支援コーディネーターが把握した地域課題や地域の特徴をもとに更なるサロンの立ち上げと回数増加を期待します。また、生活支援コーディネーターの役割の発揮が望まれます。		
62 63	(3) ボランティア活動											
	① ボランティアやNPOが行う地域福祉活動への支援に努めます。											
		12	視覚障がい者情報支援事業	障がい福祉課	音声訳ボランティア矢ぐるまの会、点訳グループみのりの会等に補助し事業を実施します。 矢ぐるまの会、みのりの会の会等と協力し、視覚障がい者に視覚障がい者支援に関するおしらせCDを送り、広く周知します。	○音声訳ボランティア矢ぐるまの会、点訳グループみのりの会に補助し事業を実施します。 ○おしらせCDを廃止し、市ホームページにて、いつでも誰でも閲覧ができる様周知を図りました。	A	音声訳ボランティア矢ぐるまの会、点訳グループみのりの会に補助し事業を実施します。 今後もおしらせCDに代え市ホームページでの周知を実施していきます。	支持 する (全員一致)			
		13	ファミリーサポートセンター	子育て相談課	育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員になり、育児について地域で助け合う事業。 センターでは、利用会員の求めに応じて最適な援助会員を紹介するマッチングと、その後の援助活動をサポートします。	○登録会員数、活動件数 R2 登録会員数…1,273人 活動件数…のべ1,541件 R3 登録会員数…1,306人 活動件数…のべ2,007件 R4 登録会員数…1,321人 活動件数…のべ1,942件 R5 登録会員数…1,393人 活動件数…のべ2,757件 R6 登録会員数…1,528人 活動件数…のべ3,244件	A	利用会員や支援ニーズの増に対応するため、援助会員の獲得に力を入れながら、引き続き地域における子育て支援体制の充実を図ります。	支持 する (全員一致)	様々なニーズの受け皿として、時にはセーフティネットの一つとなっています。コロナ禍を越え、なお増加している点进行评估します。		

地域福祉計画事業実施報告書

ページ

基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	R 2～R 6 取組状況及び実績	内部 評価	課題・今後の方向性	委員会の 評価	委員の意見
										内部評価を	
62 63			14	認知症サポーター の養成講座	地域包括ケア 推進課	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、 地域で認知症の人やその家族に対してできる 範囲で手助けする「認知症サポーター」 を養成します。 「認知症サポーター養成講座」を受講者に はステップアップ講座を希望者に受講して いただきます。	○認知症サポーター養成講座 令和2年 5回 109人 令和3年 11回 320人 令和4年 16回 375人 令和5年 12回 273人 令和6年 25回 632人 ○認知症サポーターステップアップ講座 令和2年 1回 20人 令和3年 2回 26人 令和4年 2回 41人 令和5年 2回 49人 令和6年 2回 48人	A	「認知症サポーター」は毎年着実に増えて おり、今後も継続して養成講座を実施して いく必要があります。 また、「認知症サポーター養成講座」の卒 業生が活躍できる場の提供を検討し、認知 症になっても安心して生活できるまちにな るようしていく必要があります。	支持 する (全員一 致)	①民生委員と認知症サポーターの連携の強化が必要 です。 ②地域住民が認知症を理解し地域全体で支え合える よう、認知症サポーター養成講座を継続的に実施し 充実させて欲しいです。
62 63			15	日本赤十字社海老 名市奉仕団による 募金	福祉政策課	日本赤十字社神奈川県支部の依頼に基づ き、各種災害義援金の募金を実施していま す。 また、毎年12月にNHK海外たすけあいの募 金活動を行います。	○令和6年1月に発生した能登半島地震の際、 本庁1階総合案内、市内の公共施設及びコミュ ニティセンター20か所に義援金用の募金箱を設 置しました（募金総額3,666,136円）。また、 海老名市赤十字奉仕団は、駅前で募金活動を実 施しました（令和6年1月21日実施）。 ○毎年12月には、街頭及び庁内でNHK海外たす けあいの募金活動及び市職員に募金の呼びかけ を行いました。	A	引き続き本庁1階総合案内等に義援金用の 募金箱を設置します。	支持 する (全員一 致)	市民全体への周知徹底を希望します。
(4) 暮らしやすい地域をつくるしくみ											
① バリアフリーとユニバーサルデザインの促進に努めます。											
64 65			16	公共建築物バリア フリー化事業	営繕課	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条 例に基づき、障がい者に配慮した公共建築 物を整備します。 新築施設については、県条例の整備基準に 基づき整備を行い、既存施設については、 大規模改修の際に施設全体のバリアフリー 化を可能な範囲で進めています。	○実績 R2年度：新築1件、大規模改修2件 R3年度：新築1件、大規模改修0件 R4年度：新築0件、大規模改修0件 R5年度：新築0件、大規模改修0件 R6年度：新築1件、大規模改修0件	A	今後も、新築施設については神奈川県み んなのバリアフリー街づくり条例に基づき整 備を行い、既存施設については建築物の現 状に合わせて可能な範囲で整備を行いま す。	支持 する (全員一 致)	
64 65			17	福祉のまちづくり 事業	障がい福祉課	開発指導の中で、高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関する法律（バリアフ リー法）及び神奈川県みんなのバリアフ リー街づくり条例に基づいた整備を推進し ます。神奈川県みんなのバリアフリー街づ くり条例により事前協議が必要な開発行為 に対し、要望書を提出します。	○開発指導の中で、高齢者、障害者等の移動等 の円滑化の促進に関する法律（バリアフ リー法）及び神奈川県みんなのバリアフ リー街づくり条例に基づいた整備を推進しま した。 ○神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 により事前協議が必要な開発行為に対し、要望 書を提出しました。	B	開発指導の中で、高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関する法律（バリアフ リー法）及び神奈川県みんなのバリアフ リー街づくり条例に基づいた整備を推進し ます。 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条 例により事前協議が必要な開発行為に対 し、要望書を提出します。	支持 する (全員一 致)	

地域福祉計画事業実施報告書

ページ

基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	R 2 ～ R 6 取組状況及び実績	内部 評価	課題・今後の方向性	委員会の 評価	委員の意見
										内部評価を	
	② 地域による見守り活動などの防犯活動への支援に努めます。										
		18	民生委員児童委員による見守り活動	福祉政策課	地域住民の生活状況を把握し、支援を必要としている人が自立した生活を営むことが出来るよう、相談・助言を行います。	○対面だけでなく、電話やインターフォン越しでの対応等の方法を検討し、見守り活動を実施しました。 ○入れ替え等により不要となった市の備蓄品を活用し、訪問の際に配付することで見守り活動の一助としました。	A	見守り活動が円滑に行えるよう、その他の活動も含めて負担軽減を図れるよう、引き続き現委員と意見交換を行っていきます。	支持 する (全員一致)	民生委員への協力ボランティアなどが考えられます。	
	③ 高齢者と障がい者の外出支援に努めます。										
		19	高齢者等外出支援事業	福祉政策課	これまでの公共交通等では支援が届かない高齢やに外出機会を創出し、閉じこもり・介護・認知症予防、生きがいづくり等を増進するため、デマンド型による外出支援を実施しています。	○令和6年6月から事業を開始し、令和7年3月末時点で1,500人の登録があり、延べ、約7,800人の利用がございました。	A	より多くの高齢者に利用していただくため、登録の促進を行います。チラシの配布やデジタルサイネージ等を活用し、周知する取組が必要です。 また、高齢者以外の福祉的支援が必要な方も取り込めるように検討してまいります。	支持 する (全員一致)	①デマンド型の外出支援を積極的に推進してください。強く支持します。 ②どなたでもアクセスしやすい情報発信が継続されることを期待します。	
		20	福祉有償運送事業	福祉政策課	障がい者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な方に対して、自家用自動車による福祉輸送サービスの確保を図るため、人材育成事業を行っています。 運転手になるには、認定講習修了証が必要のため、修了証が発行できる外出支援担い手養成講座の開催しています。 また、団体立ち上げ費用や、既存団体の活動支援として高齢者等移動支援事業補助金を交付しています。	○外出支援担い手養成講座 3日間開催を年2回開催 令和4年 計36名受講 令和5年 計42名受講 令和6年 計27名受講 ○高齢者等移動支援事業補助金 令和5年 計1,017,201円（4団体） 令和6年 計 869,795円（4団体）	A	運転手の担い手確保のため、外出支援担い手養成講座を引き続き開催するとともに、より多くの方に参加していただけるように令和7年度は講座の日程を3日間から2日間の開催に変更いたしました。 今後は新たな活動団体を立ち上げられるよう、講座受講者へのアプローチや福祉有償運送の必要性を周知してまいります。	支持 する (全員一致)		
	21	福祉タクシー利用助成事業	障がい福祉課	重度の障がい者のタクシーの利用負担を軽減するため、タクシー券をひと月5枚の割合で年度分（申請月以降分）を交付します。 【対象】 ・下肢・体幹・視覚障がい度1・2級の方、 ・上半身・内部障がい度1級の方 ・療育手帳A（知能指数35以下）をお持ちの方 ・指定難病に罹患していて、神奈川県から指定難病にかかる医療費の助成を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの方	○重度の障がい者のタクシーの利用負担を軽減するため、タクシー券をひと月5枚の割合で年度分（申請月以降分）を交付しました。 ○交付人数・利用枚数等 令和6年度 交付人数 1,668人 枚数 91,780枚 利用枚数 65,969枚	B	重度の障がい者のタクシーの利用負担を軽減するため、タクシー券をひと月5枚の割合で年度分（申請月以降分）を交付します。	支持 する (全員一致)	対象については適宜見直しをしてください。		

地域福祉計画事業実施報告書

ページ

基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	R 2～R 6 取組状況及び実績	内部 評価	課題・今後の方向性	委員会の 評価	委員の意見
										内部評価を	
(5) 災害時等における福祉的支援											
① 災害時における避難行動要支援者への支援について、避難行動要支援者避難支援個別計画を整備し、自治会や民生委員児童委員などと連携し、体制づくりに努めます。											
		22	避難行動要支援者 名簿の作成	福祉政策課	災害発生時等において、一人では避難することが困難で特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が自身の情報を事前に市に登録し、市がその情報を消防本部、警察署、民生委員・児童委員、自治会などに提供することで、災害発生時等において、地域の中で避難行動要支援者に対して必要な支援を実施していく制度です。	○作成した避難行動要支援者名簿を更新しながら、令和7年度から開始した新様式での個別避難計画の作成に向けた整備（要綱・要領等の制定及び修正など）を実施しました。	A	より多くの要支援者の新様式での個別避難計画作成に努めるとともに、課題の洗い出し及び解決については、関係各課で情報共有を徹底し、早期対応に努めます。	支持 する (全員一致)		
		23	防災ラジオの無償 配付	危機管理課	災害発生時等における情報伝達の強化及び防災行政無線の放送が聞きにくい高齢者等への伝達手段として、電波障害に強い周波数帯を活用した防災ラジオを導入しています。 避難行動要支援者のうち、土砂災害警戒区域または、相模川洪水時の氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域に居住している方で、防災ラジオを所持していない方を対象に無償で貸与しています。	○配布件数 R2 3件 R3 56件 R4 0件 R5 1件 R6 1件	A	今後も対象者を精査し、情報伝達促進のため、継続して実施します。	支持 する (全員一致)		
		24	えびな安心安全 メール（防災行政 無線情報）	危機管理課	防災行政無線の放送が聞きにくい、聞こえないなどの市民に対し、放送内容を文字情報で配信するサービスを実施しています。 えびなメールで配信した文字情報は、海老名市防災ホームページ、テレビかながわデジタルサイネージ放送に掲載されるほか、防災ラジオから音声で放送されます。	令和2年度 353件 令和3年度 383件 令和4年度 150件 令和5年度 146件 令和6年度 216件 ※令和3年度までは、新型コロナウイルス感染症の情報を放送していたこともあり、件数が令和4年度以降に比べ、2倍ほど情報発信を行っていました。	A	今後も配信の運用は変更せず、防災行政無線のメール文面は簡潔に、読みやすく情報発信を行えるように取り組んでいきます。	支持 する (全員一致)		
② 地域の主体的な防災活動を支援し、自主防災組織への支援に努めます。											
		25	避難所運営訓練の 実施	危機管理課	避難者（地域住民）を対象に実施しています。訓練は、地震災害の発生により避難所開設期間が長期化することを想定し、避難所開設チーム（避難所担当班員、自主防災組織等）が避難者主体の避難所運営委員会を設立及び避難者を支援し、避難者同士が避難所において共同生活を円滑に行うための役割を避難者が主体となって体験・経験することで、避難所運営における共助の必要性・重要性を実感することを目的としています。 なお、各避難所では、要配慮者の受入れスペースを確保しています。	○令和3年度、同年4年度は令和5年度以降の避難所運営訓練を見据え、避難所開設訓練を実施しました。令和5年度は避難所開設チーム（市職員、自治会役員、小中学校教職員、施設管理者）及び地域住民の方を対象に、避難所運営訓練を実施いたしました。また、全避難所予定施設（32ヶ所）でベット受入れとともにベットエリアの検証も行いました。令和6年度については、台風の接近に伴い中止となりました。	A	令和7年度については9月7日に、避難所「開設訓練」に引き続き、「運営」に主眼を置いた訓練を実施します。 大規模災害に備え、避難所開設チーム（市職員、自治会役員、小中学校教職員、施設管理者）及び地域住民の方を対象として、簡易トイレの組立てやレスキューキッチン の使用方法を確認します。また、避難所生活の長期化に伴う、避難者の宿泊を想定し、プライバシーに配慮したレイアウトの検証を行います。	支持 する (全員一致)		

地域福祉計画事業実施報告書

ページ	基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	R 2～R 6 取組状況及び実績	内部 評価	課題・今後の方向性	委員会の 評価	委員の意見
											内部評価を	
66 67				26	自主防災組織防災 物品整備事業補助 金	危機管理課	自主防災組織の情報収集伝達、初期消火、 救出救護、避難誘導、給食給水等に必要な 防災物品の購入に対し、市から予算の範囲 内で補助金を交付しています。	○申請件数 令和2年度 28件 令和3年度 37件 令和4年度 27件 令和5年度 26件 令和6年度 34件	A	今後も、継続して実施します。	支持 する (全員一 致)	
基本目標 3：包括的な支援のしくみづくり												
68 69	(1) 情報提供のしくみづくり											
	① 広報やホームページのほか、新たな情報提供媒体を活用するなど、市民や利用者の立場に立って、多様な方法で福祉情報の提供に努めます。											
		27	広報えびな等の音 声訳・点字訳	障がい福祉課	視覚障がい者に対し、広報えびなその他、市 発行刊行物等の音声訳または点字訳版を作 成します。音声訳ボランティア矢ぐるまの 会、点訳グループみのりの会等に補助し事 業を実施します。 矢ぐるまの会、みのりの会等と協力し、視 覚障がい者に視覚障がい者支援に関するお しらせCDを送り、広く周知します。	○視覚障がい者に対し、広報えびなその他、市発 行刊行物等の音声訳または点字訳版を作成し、 利用者へ送付を行いました。 * 団体補助及びおしらせCD上段にて記載	B	視覚障がい者に対し、広報えびなその他、市 発行刊行物等の音声訳または点字訳版を作 成し、利用者へ送付を行います。	支持 する (全員一 致)			
		28	えびな安心安全 メールでの情報提 供	保育・幼稚園課	保護者メールを用いて、保育園・幼稚園の 情報や不審者情報などを配信します。	○えびなメールのサービス終了に伴い、新たな メール配信サービスを自課で導入し、各園への 連絡体制を整え、不審者情報等を発信できるよ うにしています。	A	令和6年度末でのサービス終了に伴い、新 たなサービスを導入し、引き続き各種情報 の発信を実施します。 また、園からの意見を取り入れながら、随 時対応していきます。	支持 する (全員一 致)			
		29	防災ラジオの有償 配付	危機管理課	災害発生時等における情報伝達の強化及び 防災行政無線の放送が聞こえにくい高齢者等 への伝達手段として、電波障害に強い周波 数帯を活用した防災ラジオを導入していま す。 購入費の一部を市で助成することで、市民 負担を3,000円として、台数限定して、販 売しています。	○販売実績 R4 100台 R5 89台 R6 114台	A	今後も情報伝達促進のため、継続して販売 します。	支持 する (全員一 致)			
68 69				30	子育て情報サイ ト・アプリ「HUG HUGえびな」 の運用	こども育成課	子育て応援アプリ「HUG HUGえびな」 を通じて子育てに関する行政情報等を積極 的に発信し、周知を図ります。	○市の行政サービスや救急時の連絡先、関連施 設・窓口などの子育てに関連した情報等の配信 を行いました。	B	令和6年度より、「HUG HUGえびな子育て 応援アプリ」へ完全移行しました。 子育て世帯の利用率が停滞しているため、 子育て情報の発信を通じて、利用者の利便 性向上を目指します。	支持 する (全員一 致)	
68 69				31	予防接種等マイ ルサービス「ちっ くんナビ」の運用	こども育成課	予防接種法に基づく「定期接種」の、予防 接種スケジュールの自動作成などの機能が 付いた「えび～にゃのちっくんナビ」が利 用できます。	○お子さんの予防接種スケジュールに合わせて て、自動で予防接種の情報、医療機関の検索、 感染症情報等の機能を提供しました。	B	令和6年度より、「HUG HUGえびな子育て 応援アプリ」へ完全移行しました。 予防接種を受ける機会が減るにつれ、アプ リの利用者が減るため、継続して利用して いただけるようサービスを拡大します。	支持 する (全員一 致)	

地域福祉計画事業実施報告書

ページ

基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	R 2 ～ R 6 取組状況及び実績	内部 評価	課題・今後の方向性	委員会の 評価	委員の意見
										内部評価を	
(2) 相談支援のしくみづくり											
① 地域において、身近な圏域での相談や電話による相談など、利用しやすい体制づくりに努めます。											
			32	地域包括支援センターによる相談	地域包括ケア推進課	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように高齢者やその家族からの相談対応等を行います。	○地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターを日常生活圏域ごと6箇所設置し、高齢者やその家族、支援者等からの相談対応等を実施しました。 また、社会的課題を複合的に抱える方への相談支援は対応に苦慮することから、各地域包括支援センターの統括、総合調整、後方支援などを目的として海老名市基幹型地域包括支援センターを設置し、高齢者虐待や複雑な社会的課題を抱える方への相談支援体制を強化いたしました。	B	【課題】 各地域包括支援センターにおいて人材確保の課題と、相談体制の充実化、対応能力の差があるという課題がありました。 【今後の方向性】 国の通知等では、1つの地域包括支援センターに社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員を各1名配置するように記されておりますが、本市では令和6年度から1センターあたり5名とするように職員の配置基準の変更を行いました。各地域包括支援センターの統括、総合調整、後方支援などを行う基幹型地域包括支援センターと共に、高齢者及びその家族が地域で安心して笑顔で生活が送れるよう課題解決に取り組みます。	支持 する (全員一致)	各地域包括支援センターにおいて人材確保の課題に対して配置基準を変更するなど、改善点がみられます。 地域包括支援センター職員は高齢者相談の最前線で活躍されているため、今後は地域包括支援センター職員に対するケアの視点もぜひ検討ください。
			33	各地域の子育て支援センターの開設	子育て相談課	市立子育て支援センターから遠距離の地区にお住まいで、なかなか来所できない親子のために、もっと身近に立ち寄ることができて、気軽に相談ができる地域版子育て支援センター「はぐはぐ広場」を開設。 民間事業所のアイデアやノウハウを取り入れ、特色あるものとするため、事業運営を委託して行います。	○平成29年に東部、平成30年に南部、平成31年に北部に、地域版子育て支援センター「はぐはぐ広場」を開設し、民間事業者に委託して運営しています。 ○令和2年度～令和6年度の実績については、直営の子育て支援センターを中心として、各はぐはぐ広場と月1回のモニタリングや四半期に1回の連絡会などで情報交換や連携を図りながら、各地域の子育て家庭を支援しました。	A	市内3か所の「はぐはぐ広場」と定期的な情報交換を行い、状況に応じて他の機関と連携しながら、各地域の子育て家庭に寄り添い、支援していきます。 また、令和8年度から下今泉コミセンにおいても子育て支援センターを開設し、海老名駅西口の人口増に対応します。このことより、子育て世帯の支援だけでなく、地域住民と交流できるイベントなどにより、世代間交流や児童の健全育成支援、地域のネットワークづくりなどにもつなげていきたいと考えています。	支持 する (全員一致)	民間事業者のアイデアやノウハウを最大限利用したはぐはぐ広場の開設は、充実した内容で事業展開されているところ です。更なる子育て支援策としての充実を望みます。
			34	障がい相談窓口「K.T.S.」事業	障がい福祉課	障がいを抱える方やその家族等からの様々な問題について、気軽に相談できる場を提供し、専門的な相談のほか、ピアサポート要素を含んだ相談内容等、相談による不安軽減を図るとともに、必要に応じて支援に繋げていく役割を担う相談窓口です。	○えびな障がい者暮らし支援推進事業にて、相談窓口K.T.Sを実施。また、令和5年度より専門相談「みんなの相談室」を開設し、くらし、しごと、こころの相談に応じています。	B	えびな障がい者暮らし支援推進事業にて、相談窓口K.T.Sを継続実施します。また、専門相談「みんなの相談室」（くらし、しごと、こころの相談）を継続実施します。	支持 する (全員一致)	
② 専門機関との連携強化を図り、的確に相談支援ができる体制づくりに努めます。											
			35	成年後見・総合相談センターの専門職相談	福祉政策課（社会福祉協議会）	えびな成年後見・総合相談センターを設置し、センター職員による無料相談を実施しています。また、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士及び行政書士）による専門職相談を毎月4回・予約制で実施しています。	○相談実績 R2 18件→R6 33件 【R 6相談実績内訳】 弁護士 10件 司法書士 10件 社会福祉士 3件 行政書士 10件	A	法律的課題のある相談が多いため専門職への相談に偏りがありますが、世帯によっては複合的課題を抱えているケースもあるため、今後は福祉職と法律職が連携した相談会等の取り組みが必要です。	支持 する (全員一致)	

地域福祉計画事業実施報告書

ページ

基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	R 2～R 6 取組状況及び実績	内部 評価	課題・今後の方向性	委員会の 評価	委員の意見
										内部評価を	
70 71			36	親と子の相談支援事業	こども育成課	子どもの発達（言葉、動作）、子育ての不安や悩み、気になるくせなどの様々な相談をする場所として、親と子の相談支援事業を実施しています。公認心理師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士の専門の相談員が相談に応じています。	○公認心理師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士の専門の相談員が、0歳から就学前までの子どもの心身の発達に関すること、子育ての不安や悩み等、様々な相談に応じました。 (参考)R6:相談件数 実数 835件 延数 857件	B	引き続き、子どもの発達、子育ての不安や悩み等の様々な相談に応じるために実施し、相談体制の整備を図ります。	支持する (全員一致)	各部署との更なる連携に期待します。
③ 成年後見制度等の権利擁護制度の周知と利用促進のため、中核機関の設置に努めます。											
70 71			37	成年後見制度利用促進事業	福祉政策課	令和3年度末までに「海老名市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、令和4年度から本計画に基づいて成年後見制度の利用促進に取り組みます。 成年後見の申立を行う親族等がない方を対象に、市長が成年後見申立を行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる方に対し、後見人等への報酬を助成します。	成対象の拡大、申立費用の助成制度の新設を行いました。 ○令和6年度「成年後見制度利用支援事業」のチラシを作成し、支援関係者へ配布、市、えびな成年後見・総合相談センター窓口を設置しました。 ○申請件数 R4:報酬費用助成3件 申立費用助成0件 R6:報酬費用助成8件 申立費用助成0件	A	令和4年度からの3年間で、事業の件数は微増にとどまりました。現在、チラシ作成などの周知活動を行っていますが、さらに必要な方々に情報を届けるための取組が必要です。	支持する (全員一致)	
70 71			38	えびな成年後見・総合相談センター事業	福祉政策課 (社会福祉協議会)	平成28年から設置しているえびな成年後見・総合相談センター事業を継続し、令和4年度から国が市町村に求める「中核機関」として運営を行います。 えびな成年後見・総合相談センターの広報機能として、成年後見制度の必要性と家族、地域住民、市民後見人の役割等について知識を深める成年後見市民普及セミナーを実施します。	○市民後見人養成研修（第2期：令和5年度養成）を行い市民後見人バンク登録者は12名となりました。 ○市民後見人受任に向けた取組のため、令和6年度受任要件を改定しました。 ○成年後見普及セミナー参加者 R4:77人 R6:120名。令和6年度は普及セミナーに加え、「障がいのある方とその保護者」を対象としたセミナーを実施しました。	B	身よりのない高齢者の申し立てが長期化。長期化している要因は、親族調査に時間を要している。申し立てまでの支援体制について見直しが必要です。	支持する (全員一致)	相談実績が年々増加しているため、センターの強化を図る必要があります。
(3) 地域福祉に関する事業の健全育成											
① 子育てを支える体制づくりに努めます。											
72 73			39	各地域の子育て支援センターの開設	子育て相談課	市立子育て支援センターから遠距離の地区にお住まいで、なかなか来所できない親子のために、もっと身近に立ち寄ることができて、気軽に相談ができる地域版子育て支援センター「はぐはぐ広場」を開設。 民間事業所のアイデアやノウハウを取り入れ、特色あるものとするため、事業運営を委託して行います。	【No.33と同じ】 ○平成29年に東部、平成30年に南部、平成31年に北部に、地域版子育て支援センター「はぐはぐ広場」を開設し、民間事業者に委託して運営しています。 ○令和2年度～令和6年度の実績については直営の子育て支援センターを中心として、各はぐはぐ広場と月1回のモニタリングや四半期に1回の連絡会などで情報交換や連携を図りながら、各地域の子育て家庭を支援しました。	A	【No.33と同じ】 市内3か所の「はぐはぐ広場」と定期的な情報交換を行い、状況に応じて他の機関と連携しながら、各地域の子育て家庭に寄り添い、支援していきます。 また、令和8年度から下今泉コミセンにおいても子育て支援センターを開設し、海老名駅西口の人口増に対応します。このことより、子育て世帯の支援だけでなく、地域住民と交流できるイベントなどにより、世代間交流や児童の健全育成支援、地域のネットワークづくりなどにもつなげていきたいと考えています。	支持する (全員一致)	

地域福祉計画事業実施報告書

ページ

72
73

72
73

基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	R 2 ～ R 6 取組状況及び実績	内部 評価	課題・今後の方向性	委員会の 評価	委員の意見
										内部評価を	
			② 子どもが安心して成長できる環境づくりに努めます。								
			40	子育て支援センターによる各地域のサロン事業	子育て相談課	市内のコミセンや自治会館などの身近な場所で、親子一緒に仲良く遊ぶことができ、地域の親同士の交流を深めるとともに、育児に関する悩みや不安を解消する機会として実施《移動サロン》。	○《移動サロン》 R2 市内14か所 実施回数…207回 利用者数…のべ3,510人 R3 市内14か所 実施回数…253回 利用者数…のべ3,535人 R4 市内16か所 実施回数…329回 利用者数…のべ4,552人 R5 市内16か所 実施回数…325回 利用者数…のべ4,789人 R6 市内16か所 実施回数…307回 利用者数…のべ4,219人 ○《とびだせ移動サロン》市内4園 R4 実施回数…39回（8月は無し） 利用者数…のべ181人 R5 実施回数…38回（8月は無し） 利用者数…のべ174人 R6 実施回数…37回（8月は無し） 利用者数…のべ135人	A	子育てに不安や悩みを抱える保護者を支援するため、今後も各コミセンや自治会館などの身近な場所でのサロン事業を継続して実施します。	支持 する （全員一致）	
			③ 事業者への福祉サービスの第三者評価制度の周知に努めます。								
			41	事業者への第三者評価制度の周知	介護保険課	事業者への福祉サービスの第三者評価制度の周知に努めます。	○説明会等の情報について、事業者へ周知しました。	A	説明会等の情報について、事業者へ周知していきます。	支持 する （全員一致）	
					障がい福祉課	障がい福祉サービスでは、第三者評価は努力義務となっています。 また、事業所の許認可、指導権限も神奈川県にあることから、相談があった場合には適宜情報提供を行います。	○相談実績はありませんでした。	B	事業所の許認可、指導権限も神奈川県にあることから、相談があった場合には適宜情報提供を行います。	支持 する （全員一致）	
保育・幼稚園課	福祉サービスの向上に向けて、第三者評価制度について、各施設へ周知を図ります。 また、第三者評価を実施した園に対して、その費用の一部を施設型給付費に加算して支払います。	○神奈川県からの通知等を基に、第三者評価制度について、各施設へ周知しました。 ○相談実績 R2 実施園 0 園 R3 実施園 2 園 R4 実施園 1 園 R5 実施園 1 園 R6 実施園 0 園			A	課題として、神奈川県からの通知を基に周知するため、周知の契機が限られている点が挙げられます。 福祉サービスの向上に向けて、第三者評価制度について、引き続き各施設へ周知を図ります。 また、第三者評価を実施した園に対しては、公定価格の施設型給付費を支払います。	支持 する （全員一致）				

地域福祉計画事業実施報告書

ページ

72
73

基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	R 2 ～ R 6 取組状況及び実績	内部 評価	課題・今後の方向性	委員会の 評価	委員の意見
										内部評価を	
			42	事業者への各種研 修の実施や情報提 供	介護保険課	各種研修や情報提供などにより、携わっている職員の質の向上にむけた取組みの支援に努めます。	○厚生労働省や神奈川県で実施している研修等について、事業者へ周知しました。	A	厚生労働省や神奈川県で実施している研修等について、事業者へ周知していきます。	支持 する (全員一致)	
					障がい福祉課	神奈川県等の実施する研修の情報提供や、市が推薦する研修の取りまとめを行います。	○神奈川県相談支援従事者初任者研修・ブレ研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修等のとりまとめを行いました。	B	神奈川県等の実施する研修の情報提供や、市が推薦する研修の取りまとめを行います。	支持 する (全員一致)	
					保育・幼稚園課	神奈川県等が実施する各種研修について、各施設へ情報提供を行います。 また、関係職員の質の向上に向けて、海老名市保育研修会を実施します。	○実施状況 R2～R6 各種研修について、各施設へ情報提供を行いました。 R2～R3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となりました。 R4 年2回の海老名市保育研修会を実施しました。 （医療的ケア児への保育士の関わり方、多様な子どもたちに求められる安全や環境整備） R5 年2回の海老名市保育研修会を実施しました。 （保育の質と保育士の意識向上を目的として海老名市内の幼稚園、保育施設等に勤める者に向けた研修会） R6 年3回の海老名市合同研修会を実施しました。 民間保育会、小規模保育園園長会、幼稚園協議会、公立保育園、保育・幼稚園課で研修の目的や内容を考え「往還型研修」を実施しました。	A	課題として、各施設に情報提供を行ってはいるが、具体的に、各施設がどのくらい申込をして参加しているのかを把握することが困難な点が挙げられます。 神奈川県が実施する各種研修について、引き続き各施設へ情報提供を行います。 また、引き続き「海老名市合同研修会」を開催します。（幼稚園、民間保育所、小規模保育施設、公立保育所の合同で行い、多くの先生から刺激をもらい、新たな気づきや、発見を自園に持ち帰り、実践に活かすことができるような研修）	支持 する (全員一致)	各保育園や幼稚園を訪問し、視察、話し合いを行うことを望みます。

地域福祉計画事業実施報告書

ページ

74
75

74
75

76
77

基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	R 2～R 6 取組状況及び実績	内部 評価	課題・今後の方向性	委員会の 評価	委員の意見
										内部評価を	
(4) 心の健康を支えるしくみづくり											
① 心の健康づくりに関する普及啓発に努めます。											
			43	ゲートキーパー養成事業	健康推進課	海老名市自殺対策計画に基づく事業の1つ。一般市民、民生委員、医療・福祉関係従事者等の悩みごと相談に関わる方を対象に、自殺やこころの健康づくりに関する正しい知識を普及啓発する講座を開催し、身近な人の心を支えるゲートキーパーを養成する。	○＜ゲートキーパー養成講座＞ 令和2年度 2回開催 62人 令和3年度 2回開催 55人 令和4年度 2回開催 100人 令和5年度 3回開催 69人 令和6年度 3回開催 157人 ○＜フォローアップ研修（1回開催）＞ 令和2年度 23人 令和3年度 15人 令和4年度 12人 令和5年度 10人 令和6年度 18人	A	ゲートキーパー養成講座について、講座の回数を増やしたことで参加者数も増加させることができました。しかし、定員に対する参加者数は少ないため、さらなる周知が必要です。「ゲートキーパー」という言葉になじみがない方が多いため、親しみを持っていただけるよう、今年度より名称を「こころをつなぐサポーター養成講座」に変更し、より多くの方に参加いただけるよう、オンラインでの申込を追加します。	支持 する (全員一致)	オンライン研修の充実を希望します。
② 心の健康相談のできる機会の充実と支援体制の強化に努めます。											
			44	健康相談事業（こころの相談）	健康推進課	自殺予防対策のひとつとして、市民のこころの健康に関する相談を行い、こころの健康の保持増進に努めることを目的とし、臨床心理士による個別指導を実施します。	○＜相談回数・相談者数＞ 令和2年度 13回 24人 令和3年度 12回 40人 令和4年度 27回 43人 令和5年度 44回 69人 令和6年度 44回 51人	A	相談回数を増やしたことで、相談者数も増加し、市民の相談にも応じることができているが、令和6年度は令和5年度と比較すると相談者数が減少しています。相談者数が減少したことは、こころに悩みを抱える方が少なくなった可能性があるが、周知が不足していた可能性もあります。今後は周知方法について検討していきます。	支持 する (全員一致)	相談しやすい電話や時間の設定を希望します。
(5) 協働社会への体制整備											
① 福祉サービスのネットワーク整備に努めます。											
			45	地域包括ケアシステム	地域包括ケア推進課	今後高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯など、地域で見守りや支援が必要な高齢者に加え、障がいのある家族と高齢者のみ世帯など複合的な支援が必要となってくることが予想されるなかで、地域に住む方が安心して住み続けていけるよう、関係機関と地域が連携し、地域ごとの「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化を図ります。	○「必要な支援を包括的に提供する」という地域包括ケアシステムの考え方のもと、相談受付体制の充実として、行政、地域包括支援センター、えびな在宅医療相談室、生活支援コーディネーター、認知症初期集中支援チーム等の機関が相談を受けた際に迅速に対応するため、各機関職員の意識向上及び連携の強化等を含めた相談受付体制の充実を図ってまいりました。	B	複雑化及び複合化する地域住民の支援ニーズを掘り起こし、それに対応すべく、これまでの制度による縦割りを超え、対象者の属性に関わりなく庁内各関係部署と地域福祉において中心的な役割を担っている海老名市社会福祉協議会をはじめとした関係機関との情報共有・意見交換を密に行い、事業に対し連携して取り組むよう、より一層「地域包括ケアシステム」の深化を図ります。	支持 する (全員一致)	①民生委員や自治会の回覧・掲示板を通じて、情報を伝える活動を望みます。 ②行政、地域包括支援センター、えびな在宅医療相談室、生活支援コーディネーター、認知症初期集中支援チーム等の相談体制整備をしていることが認められます。 体制が充実したあとは、サービス内容の充実をしていただき、今後ますますの地域包括ケアシステムの深化を期待します。

地域福祉計画事業実施報告書

ページ

基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	R 2～R 6 取組状況及び実績	内部 評価	課題・今後の方向性	委員会の 評価	委員の意見						
										内部評価を							
			46	虐待防止ネット ワーク	子育て相談課	児童虐待の防止並びに早期発見及び早期対応のため、関係機関相互における連携を図ることを目的に、平成17年8月、要保護児童等への対応について、「海老名市子どもを守るネットワーク協議会」を立ち上げました。 平成29年4月、児童福祉法の改正に合わせて設置要綱を改正し「海老名市要保護児童対策地域協議会」と名称変更をしました。	○相談件数等 R2 虐待新規受理件数…140件 相談件数（新規）…82件 ケース会議…182件 R3 虐待新規受理件数…200件 相談件数（新規）…90件 ケース会議…73件 R4 虐待新規受理件数…160件 相談件数（新規）…181件 ケース会議…99件 R5 虐待新規受理件数…142件 相談件数（新規）…214件 ケース会議…106件 R6 虐待新規受理件数…230件 相談件数（新規）…78件 ケース会議…59件 ○要保護児童対策地域協議会虐待防止対策研修会 R2～R6 年3回ずつ実施	A	「こども家庭センター」を設置し、「母子保健」と「児童福祉」を一体化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを切れ目なく支援します。 虐待の早期発見、早期発見のため関係機関への啓発、研修会のほか、ケース検討会議を適宜開催し、関係機関との連携を図ります。	支持 する (全員一致)	各部署との更なる連携に期待します。						
							② 地域の活動の担い手の育成・支援に努めます。										
										47	民生委員児童委員 協議会	福祉政策課	地域福祉の推進役として、行政や関係機関と密接に連携し、ネットワーク作りを進めます。また、広報活動によって、活動の周知に努め、担い手の発掘につなげます。	○毎月の会議体に事務局として参加するなど、関係機関との調整を行いました。 ○5月の活動強化週間に合わせて、パネル展の実施やデジタルサイネージ等での広報を積極的行い、民生委員の活動を周知しました。 ○11月の市民まつりにおいてブースを出店し、特に若年層をターゲットにした周知を展開しました。	A	引き続き広報・周知活動を積極的に展開し、民生委員児童委員協議会の認知度向上や活動に対する理解促進を図ります。	支持 する (全員一致)
(6) 生活困窮者等の自立支援																	
			48	生活困窮者等の自立 支援事業	生活支援課	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的・社会的に困窮した方の相談・支援及び住居確保給付金・家計改善・就労支援等の各種事業やつなぎ先をとおし、自立に向けたプランを作成し、並走型の相談・支援を行います。								○自立相談支援を軸に、生活困窮者の方の課題やお困りごとについて伴走型の支援を行い、必要に応じて各種支援制度、庁内関係課や他機関につなぎました。 また、ひきこもり等社会的困窮者支援も重点的に行い、アウトリーチ支援の強化と県や近隣市と連携した居場所づくり事業等を実施しました。 ○各種件数 ・自立相談支援新規件数 2,232件 ・住居確保給付金申請数 245件 ・就労支援件数 1,172件 ・ひきこもり相談件数 542件 ・アウトリーチ関連 938件 ※件数はいずれも令和2～6年度の延べ合計件数です。	A	○ひきこもり相談支援の対象年齢が20歳以上となり、より切れ目のない支援が必要となっています。 地域や企業と連携した取り組みを強化し、相談支援体制の強化・充実を図っていきます。	支持 する (全員一致)

海老名市地域福祉計画策定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市地域福祉計画策定委員会の設置、組織、運営等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条(平成15年4月1日施行のものをいう。)の規定に基づく地域福祉計画の策定のため、また地域福祉に関わる諸課題について検討するため、海老名市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 地域福祉の基本理念に関する事項
- (2) 福祉コミュニティに関する事項
- (3) 地域福祉計画の策定及び見直しに必要な事項
- (4) 地域福祉計画の進行管理に関する事項

(組 織)

第4条 策定委員会の委員は、次に掲げる者で組織し、20名以内とする。

- (1) 民生委員児童委員
- (2) 自治会役員経験者などの有識者
- (3) 社会福祉協議会の職員
- (4) 関係行政機関の職員

(任 期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任することができる。

2 策定委員会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員(議長を含む。)の3分の2以上の多数をもって決する。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(補助者等)

第9条 障害等により補助が必要な委員については、委員長の許可を得て、補助者を同席

させることができる。ただし、必要最小限の人数とする。

（会議の公開等）

第10条 会議は、公開で行うことができる。ただし、会議を公開で行うに当たっては、策定委員会に諮り、第7条第3項の規定に基づいて議題ごとに決定する。

2 前項で公開の決定をされた会議は、傍聴することができる。

3 策定委員会は、会議録を作成するものとし、その会議録は、公開するものとする。

（守秘義務）

第11条 策定委員会の委員は、知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事務局）

第12条 策定委員会の事務局は、海老名市保健福祉部福祉政策課に置く。

2 事務局職員は、福祉政策課職員があたり、事務局長は、福祉政策課長が当たる。

3 事務局長は、委員長の指示を受けて、策定委員会の運営にあたるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、策定委員会が別に定める。ただし、緊急を要する場合は委員長が定めることができる。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

「海老名市地域福祉計画策定委員会」名簿

	役 職	氏 名	選 出 母 体
1	委員長	榮 芳 朗	海老名市民生委員児童委員協議会
2	副委員長	吉 澤 博 昭	海老名市自治会連絡協議会
3		田 中 純 子	海老名市民生委員児童委員協議会
4		川 端 茂 雄	海老名市自治会連絡協議会
5		中 島 敦	海老名市社会福祉協議会
6		三 輪 徹	海老名市地域包括ケア推進課
7		小野寺 智 子	海老名市障がい福祉課
8		野 場 秀 史	海老名市こども育成課